



校長先生や子ども会役員等も含めて記念撮影

5月27日(木)～29日(土)、神崎ふれあいプラザに宿泊をしながら学校に通学合宿に、神崎・米沢小学校児童32名が参加しました。

子どもたちは、プラザを拠点に朝・夕の食事の準備や調理、カーリングや茶道の体験、カップケーキづくりに挑戦しました。

団体生活や地域住民との交流を通じ、子どもたちは、「2泊3

ふれあいプラザに泊まって、
「いっこきまーす」&
「ただいま」
地域と交流を図る通学合宿に見童32名参加



茶道の体験もしました。

日の生活で責任をもち行動ができ、班で協力してできたことが良かったです。また、多くの人の協力により、いろいろな体験ができたことを感謝しています。」と笑顔で話していました。

もらい湯に15軒のお宅が提供くださり、子ども会など大勢の方がボランティアで支援していただきました。ありがとうございました。

国保・高齢者医療だより

後期高齢者医療

保険証が新しくなります

75歳以上の方が対象の後期高齢者医療被保険者証が、8月1日から新しくなります。

保険証の色は、「オレンジ色」で、有効期限は平成23年7月31日までの1年間です。

新しい保険証は7月中旬に簡易書留で郵送します。8月1日までにお手元に届かない場合は、国保年金係までご連絡下さい。

高齢受給者証が

更新されます

70歳から74歳までの人は、高齢受給者証が交付され、1割負担(現役並み所得者は3割負担)で医療が受けられます。

毎年7月中に負担割合の所得判定が行われ、自己負担割合が見直されます。新しい受給者証は7月末までに全員に郵送しますので、8月1日から医療を受ける際には、新しい受給者証と保険証と一緒に医療機関に提示して下さい。

限度額適用・減額認定

申請を忘れずに!

国民健康保険や後期高齢者医療制度では、病院に入院した場合に支払う一部負担金や食事代が減額される認定証を交付しています。

一部負担金は、平成22年度町民税の課税状況に応じた限度額までとなり、70歳未満の人は、国民健康保険税に未納がないことが要件となります。食事代は町民税非課税世帯が減額となります。

すでに利用されている人も、これから利用になる予定の人も8月に認定証が更新されますので、新たに申請が必要となります。現在入院中の人がいる世帯は、8月末日までに更新の手続きをお願いします。

お問い合わせ 町民課国保年金係 ☎ 722113

